

# 古民家等の歴史的建築物の活用のための建築基準法の適用除外 (平成26年4月1日 国土交通省通知 国住指第1号)

## 規制改革の内容

### 特例措置前

登録有形文化財やその他の歴史的建築物について、建築基準法の適用除外が認められるためには、「建築審査会の同意」が必要

### 特例措置

地方公共団体が、あらかじめ建築審査会の同意を得て建築基準法を適用除外とするための包括的な同意基準を定めた場合、専門の委員会等により同意基準に適合すると認められた歴史的建築物については、**建築審査会の個別の審査を経ずに建築基準法の適用除外とすることが可能**

平成26年4月1日 国住指第1号  
建築基準法第3条第1項第3号の規定の運用等について(技術的助言)

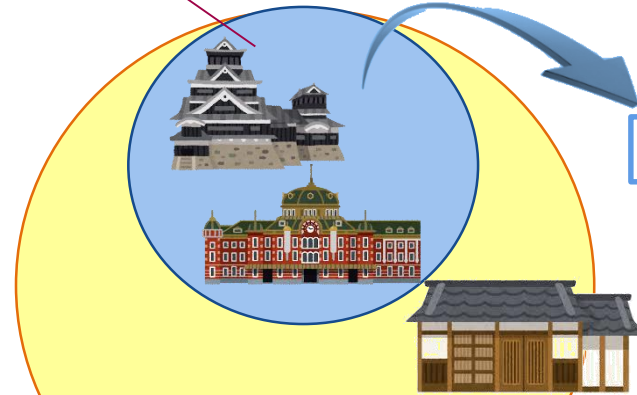
### 効果

- ・ 小規模な地方公共団体であっても、地域固有の問題として、自らの判断で、保存活用が可能
- ・ 専門の委員会設置により、歴史的建築物の意匠を壊すことなく、保存・活用が可能

## 規制改革の概要

### <事業の概要>

国宝、重要文化財等



適用除外

歴史的建築物

地方公共団体  
自らの判断

専門の委員会  
(地公体が設置)

建築審査会

適用除外

### 【建築審査会設置基準】

建築主事(地方公務員)を置く  
市町村及び都道府県に設置

- ①人口25万人以上→必置
- ②人口25万人未満の市および町村  
→知事協議・同意を得て置くことが可能
- ③都道府県→①、②以外の市町村がある場合必置

- ・ 25万人以下の自治体は、都道府県の同意が必要
- ・ 歴史的建築物の専門ではない